

ツキノワグマ出没時の対応基準

エリア区分		北側 (国道旧18号線より北側：国指定鳥獣保護区内)			南側 (国道旧18号線より南側：一般地域)				
		人間活動エリア (高)	緩衝エリア	クマ生息エリア	人間活動エリア (高)	人間活動エリア (中)	緩衝エリア		クマ生息エリア
		Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅳ	Ⅱ		Ⅲ	Ⅰ
		商業地／宅地（高）	別荘地	森林 (林道、施設を含む)	商業地／宅地（高） 集落／教育施設	宅地（低） レジャー施設	別荘地	耕作地	森林 (林道、施設を含む)
方針		滞在防止	侵入抑止 (クマの教育)	保護優先	滞在防止	侵入抑止	侵入抑止 (クマの教育)	防除	保護優先
クマの 行動 タイプ	危険 (軋轢レベルA)	駆	駆	駆 ^{*1}	駆	駆	駆	駆	駆 ^{*1}
	厳重注意 (軋轢レベルB)	駆	防 学、追、駆	防 追、駆	駆	学、駆 防	防 学、追、駆	防 駆	防 追、駆
	注意 (軋轢レベルC)	駆 防	学、追 防	防	駆	防 学、追、駆	学、追 防	防	防
	留意 (軋轢レベルD)	—	注 学、追	注	—	—	注 学、追	注	注
	問題なし (軋轢レベルE)	—	—	注	—	—	—	—	注

(凡 例) 駆：個体数調整、有害捕獲（捕殺）^{*2} 学：捕獲/学習放獣、 防：防除策（防護柵、誘引物の撤去など）の実施
注：住民等への注意喚起 追：追い払い

*1) 人身加害地点で滞留行動をとった場合、もしくは加害個体が発信器個体で、かつ位置特定が可能な場合
国有地など山間部において偶発的に発生した人身被害で、加害個体が林内に逃走した場合、森林内を追跡しての駆除は行なわない。
(長野県ツキノワグマ特定鳥獣保護管理計画に準ずる)

*2) 電波発信器やセンサーカメラ調査等で、個体識別できていることが前提である。